

検定対象品目 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

1 消火器

水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの(収納容器に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防法施行令第 41 条第 5 号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。)をいう。

2 消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く)

消火器に充填して使用するものをいう。

3 泡消火薬剤(水溶性液体用を除く)

基剤に泡安定剤その他の薬剤を添加した液状のもので、水(海水を含む。)と一定の濃度に混合し、空気又は不活性ガスを機械的に混入し、泡を発生させ、消火に使用する薬剤をいう。

4 ① 感知器

火災により生ずる熱、燃焼生成物(煙)又は炎を利用して自動的に火災の発生を感じし、火災信号又は火災情報信号を受信機若しくは中継器又は消火設備等に発信するものをいう。

4 ② 発信機

火災信号を受信機に手動により発信するものをいう。

5 中継器

火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号を受信し、これらを信号の種別に応じて、受信機等に発信するものをいう。

6 受信機

火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号を受信し、火災の発生若しくはガス漏れの発生又は消火設備等の作動を防火対象物の関係者又は消防機関に報知するものをいう。

7 住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)

住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器であって、感知部、警報部等で構成されたものをいう。

8 閉鎖型スプリンクラーヘッド

火災の熱によりヘッドの周囲温度が上昇すると、ヘッドの感熱体が破壊又は変形しヘッドの放水を阻止している栓などが外れて放水口から水が放水されるものをいう。

9 流水検知装置

湿式流水検知装置、乾式流水検知装置及び予作動式流水検知装置をいい、配管内の流水現象を自動的に検知して、信号又は警報を発する装置をいう。

10 一斉開放弁

スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備等の配管途中に設けられる弁で、消火に必要な区域のすべてのヘッドに送水する弁として用いられるものをいう。

11 金属製避難はしご

金属製の避難はしごで、火災の際、煙や炎で階段などの避難施設が使えない場合に、建物に固定されたものや他の場所からつり下げて使用するものをいう。

12 緩降機

使用者が他人の力を借りずに自重により自動的に連続交互に下降することができる機構を有するものをいう。

消防機器等の適正な品質の確保に努めています。

検制度
のしくみ

検定対象機械器具等の種別 表示の様式

消火器 火災報知設備の感知器又は発信機 中継器 受信機 金属製避難はしご	
--------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

緩降機	
-----	-------------------------------------------------------------------------------------

検定対象機械器具等の種別 表示の様式

泡消火薬剤 消火器用消火薬剤	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	
一斉開放弁 住宅用防災警報器 流水検知装置	

関係工業会

一般社団法人日本火災報知機工業会 一般社団法人日本消火器工業会 一般社団法人日本消火装置工業会 一般社団法人日本消防ポンプ協会

一般社団法人日本消防放水器具工業会 一般社団法人全国避難設備工業会 一般社団法人日本消防ホース工業会

一般社団法人全国消防機器販売業協会 公益財団法人日本防災協会 一般社団法人日本消防標識工業会 一般社団法人日本消防服装・装備協会



**検定制度は、
消防機器等の不良品や不具合品が販売等により
流通するのを未然に防ぐために定められた制度です！**

- ・性能機能等に関する技術上の規格は、国が規定
- ・開発・製品化するプロトタイプが技術上の規格に適合していることの型式試験は、検定機関が実施
- ・型式承認は、型式試験結果を基に国（総務大臣）が実施
- ・型式承認したものは、官報により公示
- ・型式承認を受け、製造されたものは、検定機関が行う型式適合検定を受検
- ・型式適合検定に合格したものには、検定機関が合格した旨の表示を貼付
- ・合格した旨の表示を貼付したものは、販売、販売を目的とする陳列等



**対象製品は、12品目が指定されています。
消防機器等の製造・販売及び設置・修理に係る
業者が規制を受けます。**



**対象製品は、品質がチェックされた後、
合格の表示が貼られて
販売・設置等されます。**

型式試験

検定機関の試験施設で行う一次試験と製造者等の工場等で行う二次試験があります。

申請の内容

申請書・見本
設計図・明細書・工場設備概要調書
社内試験成績表・製造工程概要調書
社内検査体制調書

型式承認

総務大臣が型式試験結果等をもとに、審査し、技術上の規格に適合している場合に、型式承認をします。

申請の内容

申請書、型式試験の結果・意見書の添付

型式適合検定

製造者等の工場等で行う立会方式と製造者等が行った検査結果を検査員が検証するデータ審査方式があります。

製造者等が行う内容

工程管理、社内検査等の実施

製品販売等

- ・販売
- ・販売を目的とした陳列
- ・設置工事等の請負に係る工事に使用

* 1型式試験、3型式適合検定は、検定機関（日本消防検定協会・登録検定機関）が行います。

